子育第２１６７号

令和４年９月１６日

各市町村教育・保育担当主管課長　様

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課長

「陰性証明書等の取り扱い」及び「小児への新型コロナワクチン接種」について

　日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、国において、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の医師の届出（発生届）の対象を65 歳以上の方などに限定する方針が示され、９月26日から全国一律で運用を見直すこととされたところです。第七波においては、特に発熱外来をはじめとする医療のひっ迫が生じたところであり、上記の運用見直し後においても、陰性証明書等の取り扱いについて徹底が必要となりますので、ご留意くださいますようお願いします。

また、５歳から11 歳の小児へのワクチン接種（以下、「小児接種」という。）については、令和４年９月６日から予防接種法上の努力義務が適用され、さらに、小児の追加接種（３回目）についても特例臨時接種に位置づけられたところです。

つきましては、下記の取り扱いについてご了知のうえ、貴管内の認定こども園、保育所及び地域型保育事業を行う事業所に対して、周知いただきますようお願いします。認可外保育施設の権限移譲済み市町村におきましては、貴所管の各認可外保育施設に対して併せて周知をお願いします。

記

**１．陰性証明書等の取り扱いについて**

　　第七波における発熱外来のひっ迫等を踏まえ、「陰性証明書の取り扱い」等については、「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」を既に令和４年８月３日付け子育第１８８９号で認定こども園等に対して通知をしていたところです。９月26日から全国一律で全数届出の運用が見直される予定ですが、引き続き、医療機関が重症化リスクのある方への対応を確実に行うため、医療機関による陰性証明書等の発行を求めないよう、改めて周知徹底をお願いします。

　　なお、他の感染症についても、陰性証明書等が不要なものがございますので、感染症対策ガイドライン等に沿った対応をお願いします。

　【参考】

・令和４年８月３日付け子育第１８８９号

「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」

・令和４年８月１日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」

・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（平成30年３月（令和３年８月一部改訂））」

**２．小児への新型コロナワクチン接種について**

今般の努力義務の適用や追加接種の実施は、オミクロン株流行下での小児の感染状況や小児接種の有効性及び安全性に関する新たな知見等を踏まえてのものであり、小児においても感染予防や重症化予防等の観点から接種を進めていくことが重要とされています。

このため、府健康医療部において、小児接種に関するチラシの配布や、保護者層に向けた広報・啓発等、希望者への接種促進に向けた取組を進めることとしておりますので、別添チラシの保護者等への周知と接種を希望する保護者等への接種促進にご協力くださいますようお願いします。

【問合せ先】

子育て支援課　認定こども園・保育グループ

電話：06-6944-6678（直通）